

## テレワーク推進事業 テレワーク奨励金支給要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、働き方改革の推進に向け、テレワーク導入に努めた企業等の事業者に対し奨励金を支給することにより、従業員の離職防止および多様な人材の活用を図ることを目的とする。

### (用語の定義)

第2条 この要綱における用語の定義は、以下のとおりとする。

#### (1) テレワーク

情報通信技術を活用し、在宅等において勤務することをいう。

#### (2) 在宅等

労働者の自宅または自宅に準じる場所（事業者指定の場所に限る。）をいう。

#### (3) 常時雇用する労働者

期間の定めなく雇用されている者、過去1年以上の期間について引き続き雇用されている者または雇入れ時から1年以上引き続き雇用されると見込まれる者（一定の期間を定めて雇用されている者または日々雇用される者であってその雇用契約が反復更新されて、事実上期間の定めなく雇用されている者と同等と認められるもの）をいう。

#### (4) 就業規則等

労働協約、就業規則、労働契約等をいう。

### (支給対象事業者)

第3条 奨励金の支給対象事業者は、次の各号のすべてに該当する者とする。

(1) 県内に常時雇用する労働者が就業する事業所を有すること。

(2) 福井県物品購入等の契約に係る指名停止等措置要領に基づく指名停止期間中に該当しないこと。

(3) 民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てまたは破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続開始の申立てが行われていないこと。

(4) 宗教団体や政治活動を主たる目的とする法人もしくは暴力団または暴力団員の統制下にある法人でないこと。

(5) 過去3年間に、労働関係法令に違反していないこと。

(6) 県税の全税目に滞納がないこと。

(7) 国、地方公共団体および特別の法律により特別の設置行為をもって設置された法人でないこと。（その資本金の全部または大部分が国または地方公共団体からの出資による法人、またはその事業の運営のために必要な経費の主たる財源を国または地方公共団体からの交付金もしくは補助金等によって得ている法人でないこと。）

(8) 知事に対し、第6条に定める届出をしていること。

(9) 上記(8)で届け出た制度について、第4条に定める支給基準に該当する利用者（以下「支給対象労働者」という。）がでたこと。

(10) 県が行う広報・啓発活動に協力できること。

(11) 就業規則等においてテレワーク勤務に関して、以下について定めていること。なお、常時雇用する労働者が9人以下の事業所では、以下について労使協定を結んだり、労働条件通知書等で労働者に通知し、合意を得ること。

①在宅勤務を命じることに関する規定

②在宅勤務用の労働時間を設ける場合、その労働時間に関する規定

③通信費などの負担に関する規定

④その他、必要な事項に関する規定

(12) 新たに奨励金の支給対象事業者になろうとする事業者の代表者が、既に本事業の奨励金を届出または申請した事業者の代表者と同一でないこと。

2 その他、適当でない判断した場合は本奨励金の対象外とすることができる。

(支給対象となる取組および支給基準)

第4条 奨励金の支給対象となる取組は、次の各号のとおりとする。

(1) 利用促進取組

(2) 新規雇用取組

2 前項に掲げる取組ごとの支給基準は、下表のとおりとする。

取組名	支給基準
利用促進	令和2年2月17日以降に、新たに県内の事業所においてテレワークを導入し、常時雇用する労働者1人以上が、週間平均で1日以上テレワークを利用して、1か月以上勤務したこと。
新規雇用	以下の(1)～(3)のいずれかを満たす者を、テレワークを可能とする労働条件で、常時雇用する労働者として県内の事業所において新規雇用し、かつ、当該新規雇用した者が、勤務を要する日の半分以上の日数でテレワークを利用してのみ就業し、1か月以上勤務したこと。 (1) 障がいがある、介護を必要とする家族がいる、福井県外に在住するなど通勤に制限がある者。 (2) 病気療養、育児、介護、ひきこもり、就職氷河期等の理由により1年以上就業していなかった者。 (3) 上記に準ずると認められる者。

(支給額および支給回数)

第5条 奨励金の支給は、1事業者につき1取組1回とし、その支給額は以下のとおりとする。

(1) 利用促進取組 20万円

(2) 新規雇用促進 20万円

2 前項（2）で、雇用期間を定めない正規従業員（週あたりの所定労働時間が当該事業者に雇用される通常の労働者と概ね同等であるものに限る）として雇い入れした場合は、奨励金支給額を20万円増額する。

#### （テレワーク導入の届出）

第6条 本奨励金の対象となる取組を行う事業者は、テレワーク導入届出書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて知事に提出するものとする。ただし、厚生労働省の働き方改革推進支援助成金「テレワークコース」または「新型コロナウイルス感染症対策のためのテレワークコース」を受給した事業者で、第4条第1項（1）の取組においては、次に掲げる書類を厚生労働省からの交付決定通知書の写しにかえることができる。

- （1）テレワーク導入計画書（様式第3号）
- （2）会社案内または会社概要（ホームページの写しでもよい）
- （3）会社全体の組織図（テレワークを導入する事務所等がわかるように記載）
- （4）その他知事が必要と認める書類

2 知事は、前項の届出が提出されたときは、その内容を審査し、テレワーク制度を導入したと認められる場合はテレワーク導入届出受理通知書（様式第2号）により事業者に通知する。

3 届出の期限は1月末日までとする。ただし、予算額の状況により申込期限の短縮や延長をすることがある。

#### （支給の申請）

第7条 第3条に該当し支給を受けようとする事業者は、支給基準を満たした日の翌日以降当該年度内に、奨励金支給申請書（様式第5号）に別表に定める書類を添え、知事に提出するものとする。

2 知事は、別表に定める書類のほか、必要に応じて追加書類の提出を求めことができる。

#### （支給の決定および請求）

第8条 知事は、前条の支給申請書が提出されたときは、記載漏れ、添付書類の不備について確認のうえ、これを受理するものとする。

2 知事は、受理した支給申請書についてその内容を審査し、奨励金の支給または不支給の決定を行うものとする。なお、支給の決定については、予算の範囲内で行うものとする。

3 知事は、前項の決定をしたときは、奨励金支給（不支給）決定通知書（様式第6号）により申請者に通知するものとする。

4 支給決定通知を受けた申請者は、その通知を受けた日から起算して30日以内に奨励金請求書（様式第7号）を知事に提出するものとする。

#### （支給決定の取消および返還命令）

第9条 申請者が偽りその他不正な手段により奨励金の支給決定を受けたことが明らかとなった場合、知事は前条第2項の支給の決定を取り消すとともに、すでに支給した奨励金の返還を奨励金支給決定取消通知および返還命令書（様式第8号）により命ずるも

のとする。

(報告等)

第10条 この奨励金の支給を受けた事業者は、知事から調査協力依頼等があった場合は協力するよう努めるものとする。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項はそのつど知事が定める。

附 則

1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。